

舟橋村男女共同参画プラン

～ おたがい 男女に理解しあい、仲良く、活動を通して友愛の輪(和)を広げる ～



2010年4月

ごあいさつ



舟橋村村長 金森 勝雄

舟橋村は、富山県のほぼ中央に位置し、面積は 3.47km² と日本一面積の小さな自治体です。整備された田園と雄大な立山連峰を望む優れた景観を有し、富山市のほか立山町、上市町に隣接しています。恵まれた地理的条件や自然環境のもとで、宅地開発により近年人口が増加し、活気のある村となってまいりました。

しかし、村の人口増に伴い住民ニーズは多様化し、かつ、高度情報化社会の進展による行政サービスの質の変化など、行政全般にわたり抜本的な改革を進め、住民の立場に立ち、開かれた行政システムの構築が望まれています。

そんな中、本村においては、全ての村民が互いに協力しあい、支えあう男女共同参画社会の実現に向けて、「舟橋村男女共同参画プラン」を策定しました。このテーマに向けては、10年に渡る実施期間において、村民一人ひとりが、先人によって築かれた歴史や文化などを大切に、誇りをもって暮らせる村づくりが必要不可欠となります。そのためにも、村民の皆様には、より一層のご理解とご協力をお願いします。

終わりに、計画の策定にあたり、貴重なご意見並びにご尽力を賜りました「男女共同参画推進員の皆様をはじめ、関係各位に対しまして、厚く御礼を申し上げます。

平成 22 年 4 月

目 次

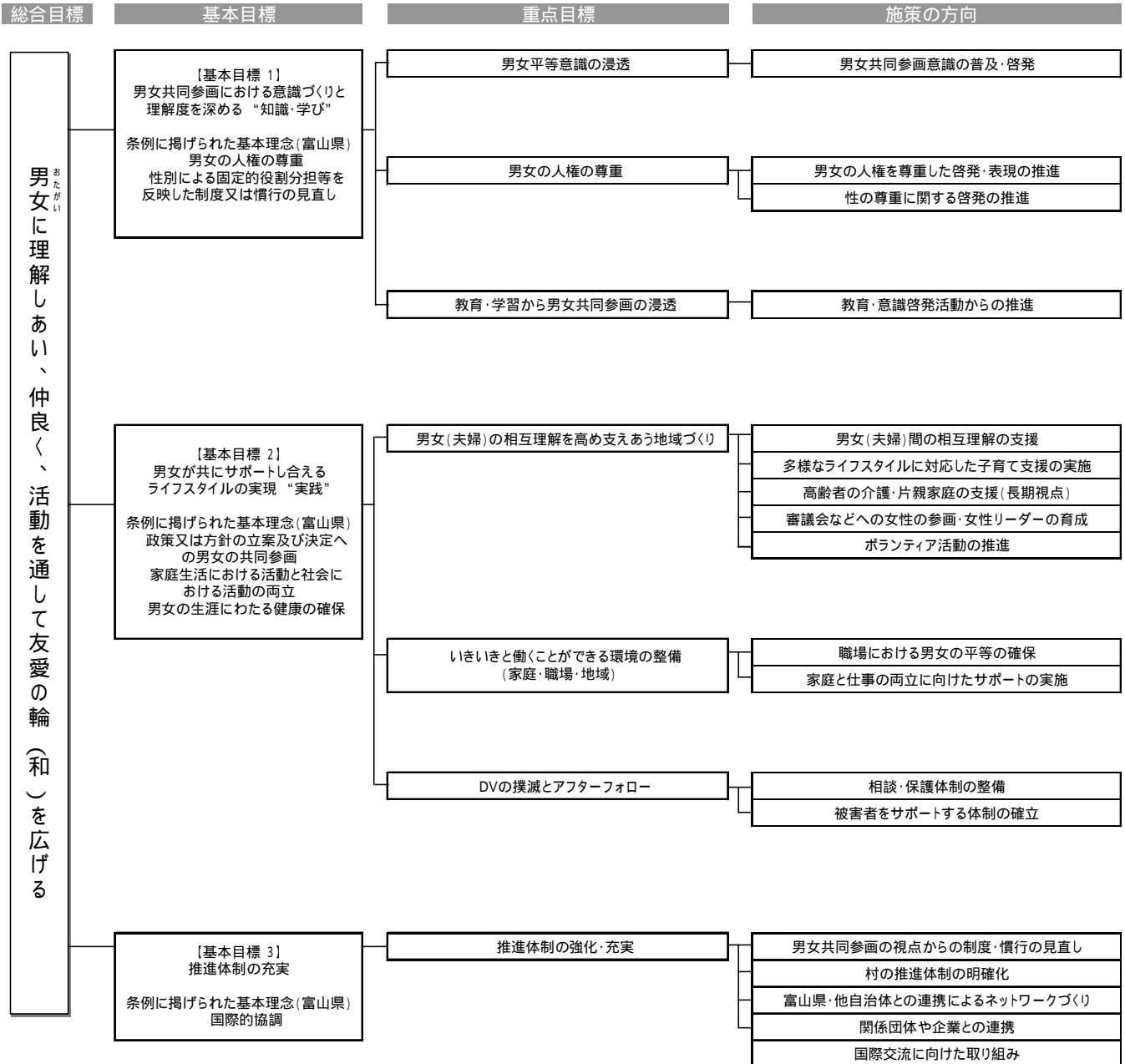
第 1 章 基本的な考え方

【計画策定の趣旨】	1
【計画期間】	1
【計画の進行管理】	1
【計画の目標】	1
【積極的改善措置】	1
【基本理念】	2
【計画策定の背景】	2
(1) 舟橋村をとりまく環境	
舟橋村のいま	2
人口の推移	3
急激な人口増加による環境変化	3
(2) 国などの動き	
世界の動き	4
国の動き	5
村の動き	5

第 2 章 基本目標・重点目標及び施策の方向

(1) 基本目標	
(2) 重点目標と施策の方向	
男女平等意識の浸透	6
男女の人権の尊重	8
教育・学習から男女共同参画の浸透	10
男女(夫婦)の相互理解を高め支えあう地域づくり	10
いきいきと働くことができる環境の整備(家庭・職場・地域)	15
DVの撲滅とアフターフォロー	18
推進体制の強化・充実	21
(3) 男女共同参画に向けた事業内容	

舟橋村男女共同参画 体系図



事業内容

意識調査を定期的に実施し進捗度合いを図る / 男女共同参画に関する情報誌の発刊
村行事における広報活動 / 舟橋村広報誌・HPへの掲載

悩み相談の実施・案内
男女間における根本的な考え方の見直しに向けた講演やセミナーの実施・案内


人権尊重教育の推進に向け、様々な場面において研修会などを実施・案内 / 授業及び課外活動での教育
社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業の実施

夫婦(ペア)参加型イベントの実施 / 毎月22日を「夫婦の日」として推進 / 男女(夫婦)おもしろセミナーなどの実施・案内
パパ・ママセミナーの開催(妊娠・出産・育児の情報提供)
在宅福祉サービスの推進・案内
地域活動への男女参画の促進 / 地域の方針決定の場への女性の参画を進める
ボランティア活動の支援(情報提供・窓口の紹介)

企業への働きかけを行う / 職域拡大のための企業内研修の推進・促進
企業や従業員に対する意識啓発を行う

気軽に相談できる窓口(女性相談員)などの体制づくり・案内
県を通じて母子生活支援施設での保護や情報提供を行う

男女共同参画の推進体制の見直し・構築
男女共同参画相談コーナーの充実・案内 / 各地区への推進
ネットワークを強化し、常に連携を図れる状態を維持する / 県などの施設・職員の活用
企業、NPOなど各種関係団体との情報共有・意見交換
国際理解を深めるための交流

 第 1 章 基本的な考え方**【計画策定の趣旨】**

男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のこと言う。

この理念を実現するために、男女共同参画社会基本法が制定され、平成 11 年に公布・執行された。しかし、県内では舟橋村のみが、男女共同参画計画を作成しておらず、早急な対応が求められていた。

【計画期間】

平成22年度から平成31年度までの 10 年間を計画期間とする。ただし、計画の円滑な推進のために、5 年を目途に内容を見直す。

【計画の進行管理】

計画の円滑な推進を図るため、舟橋村男女共同参画推進会議において、策定後の情勢の変化を適切に把握するとともに、指標などを用いながら進捗状況を点検・評価し、進行管理を行う。

【計画の目標】

おたがい
～ 男女に理解しあい、仲良く、活動を通して友愛の輪(和)を広げる～

男女共同参画とは、男女が、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことを言う。

【積極的改善措置】

現在、社会には、男女間の格差は依然として存在し、この格差を改善しなければ男女が対等に参画できない場合がある。

このような場合に、その格差を改善するために必要な範囲で、男女のいずれかが一方に対し、活動参画への機会を積極的に提供することを「積極的改善措置」と言う。ともに築き輝く男女共同参画社会を実現するためには、この積極的改善措置が必要な場合が多くある。

【基本理念】

男女共同参画の推進にあたっては、富山県の条例に掲げられた次の 6 つを基本理念とする。

男女の人権の尊重

性別による固定的役割分担等を反映した制度又は慣行の見直し

政策又は方針の立案及び決定への男女の共同参画

家庭生活における活動と社会における活動の両立

男女の生涯にわたる健康の確保

国際的協調

【計画策定の背景】

(1) 舟橋村をとりまく環境

舟橋村のいま

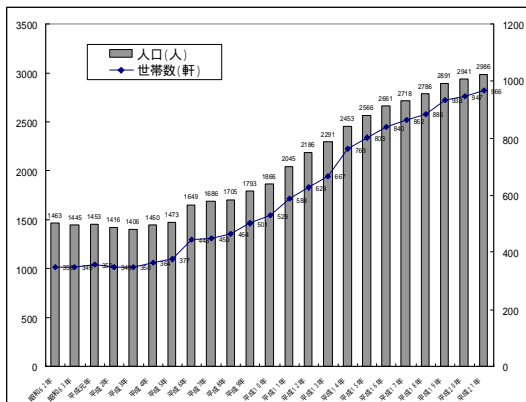
日本一小さな自治体として知られる舟橋村は、平成の大合併でも独立の道を選択した。しかし、村政はいま大きな曲がり角を迎え、“協働型まちづくり”を重要な柱の一つとして取り組んでおり、そして、富山大学と包括連携協定を結び、まちづくりを展開している。

舟橋村は、富山平野のほぼ中央部に位置し、県都富山市まで車で 20 分、電車で 13 分という利便性の高さと、立山連峰を一望できる恵まれた自然環境にある、緑豊かで住みやすい文化的な都市近郊農村である。面積が 3.47km²、縦・横それぞれが、約 2 km、村中心部に位置する小中学校への通学路は 1 km と非常にコンパクトな村で、全国各地で小規模自治体の合併が進んだことにより、北陸 3 県で唯一の村になるとともに、平成 18 年 3 月 27 日には日本で一番面積の小さな自治体となった。

今でも、日本一小さな舟橋村だが、それはこれまでに“タウンミーティング”などを開催し、地域の現状と住民の意見を十分に検討して選択された、舟橋村なりの地域づくりの姿である。

人口の推移

立地環境の良さを活かして平成元年から取り組んだ人口増対策が功を奏し、平成4年の人口1,450人が、平成19年には2,900人を超え、平成17年度国勢調査では、人口増加率24.2%と全国第2位になり、村民の平均年齢が38歳と非常に若いのが特徴である。



舟橋村人口・世帯数(4月1日現在)

年	男	女	計	世帯数
昭和62年	688	775	1,463	350
昭和63年	686	759	1,445	349
平成元年	687	766	1,453	359
平成2年	667	749	1,416	349
平成3年	666	740	1,406	350
平成4年	689	761	1,450	364
平成5年	697	776	1,473	377
平成6年	797	852	1,649	443
平成7年	813	873	1,686	450
平成8年	821	884	1,705	464
平成9年	868	925	1,793	501
平成10年	905	961	1,866	529
平成11年	995	1,050	2,045	588
平成12年	1,065	1,121	2,186	629
平成13年	1,121	1,170	2,291	667
平成14年	1,191	1,262	2,453	763
平成15年	1,248	1,318	2,566	803
平成16年	1,296	1,365	2,661	840
平成17年	1,331	1,387	2,718	862
平成18年	1,373	1,413	2,786	885
平成19年	1,429	1,462	2,891	933
平成20年	1,440	1,501	2,941	947
平成21年	1,463	1,523	2,986	966

急激な人口増加による環境変化

平成の大合併では近隣市町村の合併が進む中、独立独歩の道を選択した舟橋村とは言え、いま新たな地域づくりの途上にある。元来舟橋村は人口約1,400人程度の小規模自治体として、住民も職員もお互いの顔が見えるといった、特異な信頼関係のもとでまちづくりを推進してきた。その後、平成元年にスタートした村の人口増対策により倍増の3,000人弱となり、平均年齢も38歳と若返ったが、一方では住民の半数以上が村外からの転入者となり、地域に対する関心の希薄化、コミュニティの断片化といった、従来通りのまちづくりでは困難な状態をも生むことになった。

確かに、平均年齢は若返り、子供たちの姿も多く見られるようになった。しかし、いまだ自治体としてみればこんなに小さいにも関わらず、急激な人口増加はそれまでの地域秩序に倣った行政の有り様に変化を求め、新たな地域づくりへの対応を迫られることになった。合併の道こそ選ばなかった舟橋村だが、地域構成の急激な変化によって、村政は大きな転換点を迎えている。

現在直面しているのは、第一には地域構成の急激な変化によって、旧来からの集落と新興住宅に在住する新旧住民に分断されたコミュニティの課題である。それは単に交流促進が必要というのではなく、新旧の集落コミュニティで、一方には若い世代が集中するといった、地区毎に構成世代が分かれていることによる地域ギャップが発生し、

地域活動にも影響が現れ始めているからである。

そして、第二には、上記とも連動するが、将来の急激な高齢化への懸念である。これまでの転入者は、若い夫婦世代が多くを占めていた。つまり、新たな養育世代の転入者が続かない限り、子供の成長に合わせて高齢化率は一気に上昇する。しかも、現時点において地域全体では若返ったものの、年齢構成は 18 歳から 28 歳までの人口が少なくなっている。これは、大学進学などで県外へ流出・就職していることが第一の理由と考えられる県レベルで検討すべき課題だが、今後当地では高齢化を加速する大きな要因となり得る。これらは、現在の住民はもちろん、新たな転入者も惹きつけ、また U ターンを促すだけの舟橋村の魅力や居住満足度に関わる課題である。

ここに求められるのは単なる行政発想ではなく、まちづくりの過程において、住民の理解を得ながら、その意思が十分に反映されるものでなければならないことである。そして、住民発想による知恵と協力を得ながら、地域が一体となって取り組むことを必要としている。自分たちのまちは自分たちがつくるという意識のもと、行政と住民が真に協力しなければ実現できない。

将来を見据えてどのようなまちづくりを展開すべきなのか、これからを考える上で、“協働型まちづくり”は舟橋村にとって、他の自治体にも増して重要な意味を持つキーワードとなる。

引用：町村週報(平成 21 年 11 月 2 日)より

(2) 国などの動き

世界の動き

国連は昭和 50(1975)年を国際婦人年とし、それに続く昭和 60(1985)年までを「国連婦人の 10 年」と定めて、以後女性の地位向上のための取り組みを本格的に開始した。

昭和 54(1979)年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の採択、昭和 60(1985)年の「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」などを経て、平成 7(1995)年に、第 4 回世界女性会議(北京会議)が開催され、平成 12(2000)年までの行動指針である「北京宣言及び行動綱領」が採択され、女性のエンパワーメントを図るための課題が提示された。

平成 12(2000)年の「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)では、北京宣言及び行動綱領の目的と目標の達成に向け、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択された。

平成 17(2005)年の「第 49 回国連婦人の地位委員会(北京+10)」(ニューヨーク)では、北京宣言と行動綱領の完全実施に向けて、取り組みの必要性を再確認する宣言を採択した。

こうした国際的な動きと連動する形で、国においても男女共同参画社会の実現に向けた取組みが進められてきました。

国の動き

国においては、昭和52年に「国内行動計画」が策定され、以後計画的な取組みが推進されています。

平成6年には、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が設置され、平成8年には「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

平成11年には、男女の人権の尊重などを基本理念とした「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置づけられました。また、男女共同参画社会基本法に基づいて、平成12年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、平成13年の内閣府における男女共同参画会議の設置、同年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定、平成15年の「次世代育成支援対策推進法」の制定、平成17年の「男女共同参画基本計画(第2次)」の策定を経て現在に至っています。

引用：富山県民男女共同参画計画書より

村の動き

舟橋村では、「自然・人・地域がきらめく“むら”」というスローガンのもと、自然豊かな生活環境を守りながら、多様な課題やニーズに対応する明るく住みよいむらづくりを目指している。そのため、スローガンの実現に向けて、むらづくりの基本目標を次のように設定している。

- 自然と環境という観点から：自然とともに安全で快適に暮らせるむら
- 産業振興という観点から：活力ある協働のむら
- 健康と福祉という観点から：希望と生きがいのむら
- 教育と文化という観点から：個性が尊重されるむら
- 総合的な理想像という観点から：一人ひとりがきらめくむら

また、むらづくりを推進するにあたり、次の重点プロジェクトを中核として各種事業を展開している。

- 自然と共生のむらづくりプロジェクト
- 活力あるむらの骨格づくりプロジェクト
- 健康・福祉のむらづくりプロジェクト
- 人と人が協働してつくるむらづくりプロジェクト

引用：舟橋村HPより一部抜粋



第2章 基本目標・重点目標及び施策の方向

(1) 基本目標

1. 男女共同参画における意識づくりと理解度を深める “知識・学び”
2. 男女が共にサポートし合えるライフスタイルの実現 “実践”
3. 推進体制の充実

<基本目標策定の背景>

年々、着実に人口(世帯数)が増加していく上で、住民の半数以上が村外からの転入者という現状にある。そのため、平均年齢は若返り、子供たちも多く見られるようになったが、新旧村民との間にはコミュニケーション不足の傾向がある。また、日本における「男女共同参加」に対する考えや期待は非常に大きい一方で、舟橋村では特に若い世代(20～30代)の認知度は非常に低く、年代別にみてもバラつきがある。しかし、言葉や意味を知らないだけで、実際には若い世代においては、家事の分担や育児など、分散傾向にあるのは事実であり、この男女共同参画という意識づくりと現状とのギャップを埋めるためにも、基本目標の推進、そして発展が必要不可欠である。

最終的には、富山県・他自治体とのネットワークを活かしながら、舟橋村の存在価値を高めていかなければならない。

(2) 重点目標と施策の方向

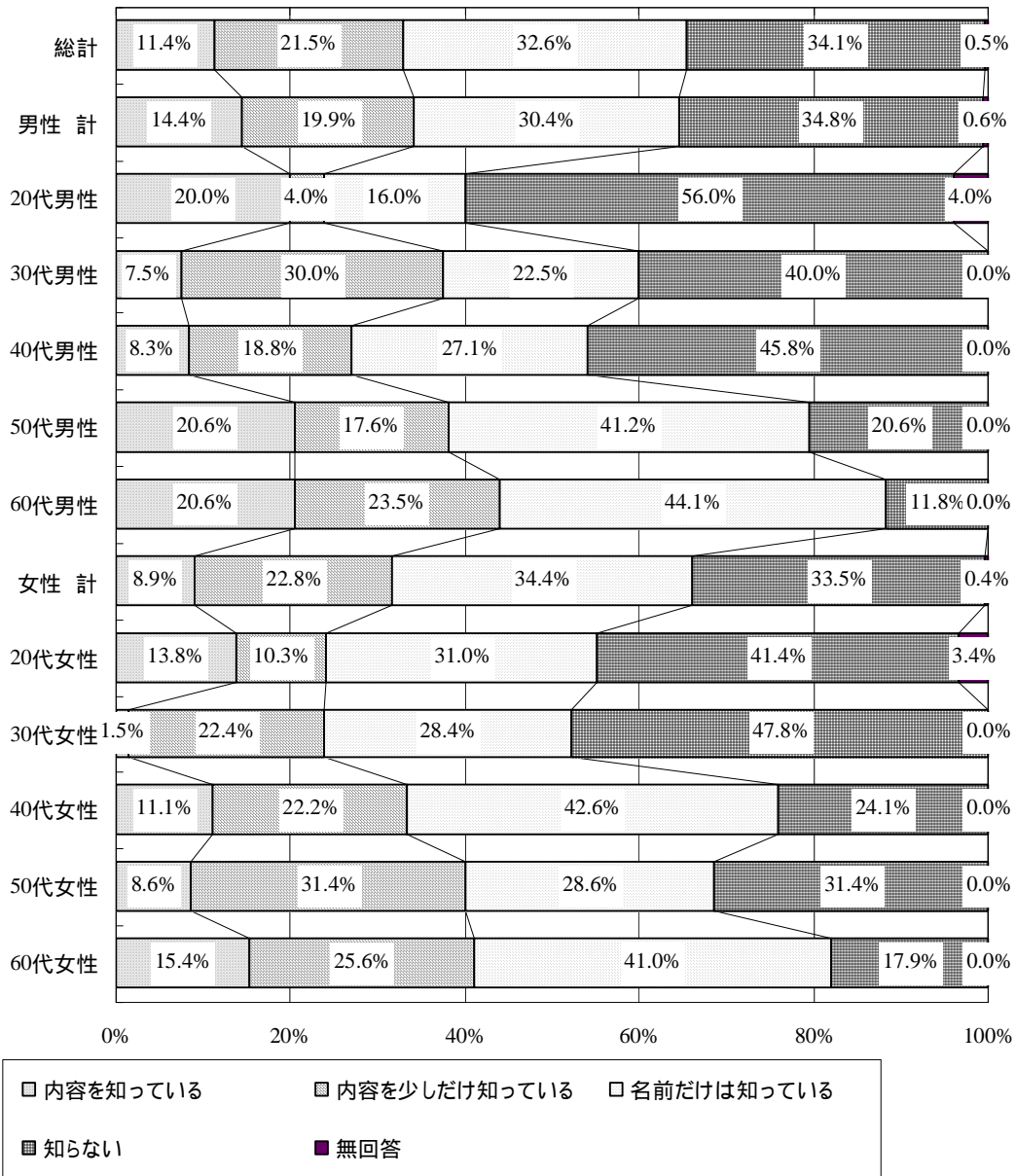
男女平等意識の浸透

➤ 男女共同参画意識の普及・啓発

<施策に至った背景(アンケート結果より一部抜粋)>

「内容を知っている」+「内容を少しでも知っている」という人を含めても、全体では約30%という結果であった。男女共に50～60代では高い割合を占めたが、若い世代ではまだまだ認知度が不足している。一方で、男女共同参画という言葉を知らない方(年代)であっても、ゴミ捨てや子育てなど、自然と共同しているという事実もあるため、更なる意識の普及が必要である。

男女共同参画の認知度について



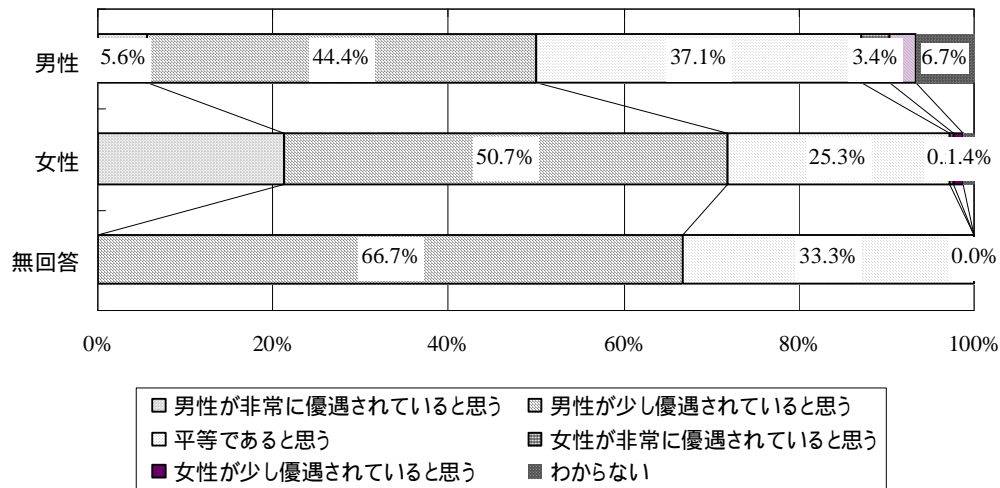
男女の人権の尊重

- 男女の人権を尊重した啓発・表現の推進
- 性の尊重に関する啓発の促進

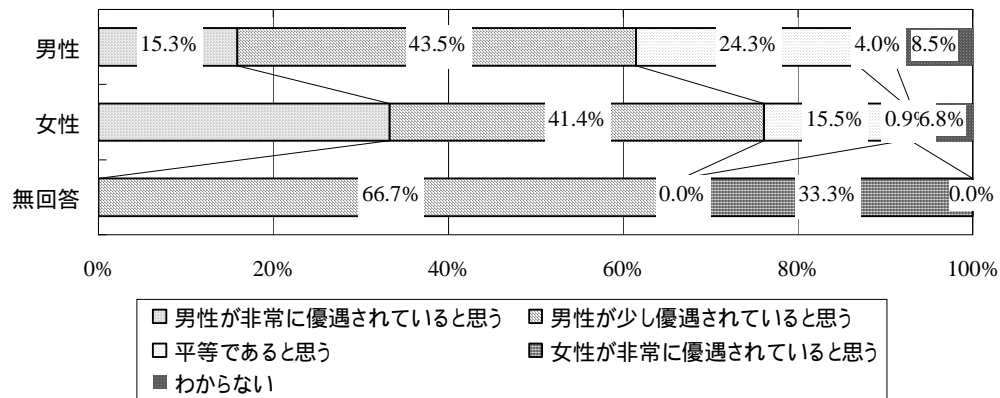
<施策に至った背景(アンケート結果より一部抜粋)>

男女の地位に関して、“家庭生活・職場・政治の場”においては、まだまだ「男性が優遇されている」という意見が半数以上を占めている。また、“女性が働き続けることの困難や障害となるもの”という質問に関しては、「育児」や「職場の条件・制度が不十分」という意見が多くあった。

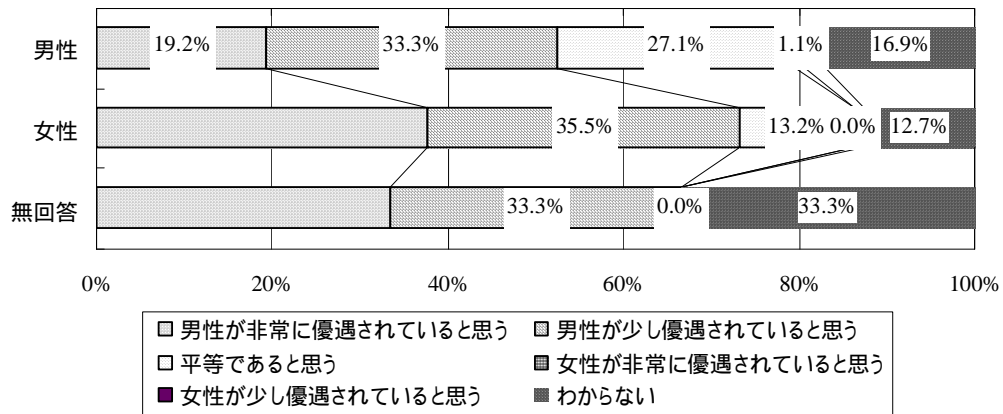
男女の地位(家庭生活)



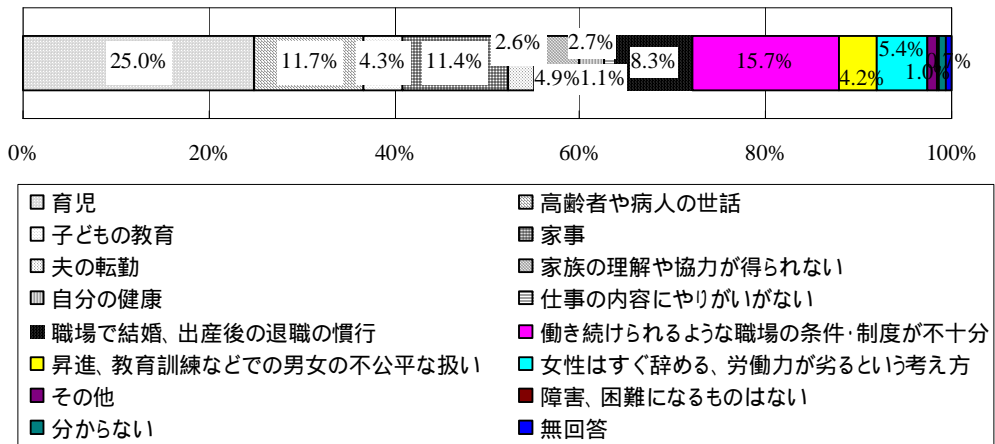
男女の地位(職場)



男女の地位(政治の場)



女性が働く上での困難や障害について



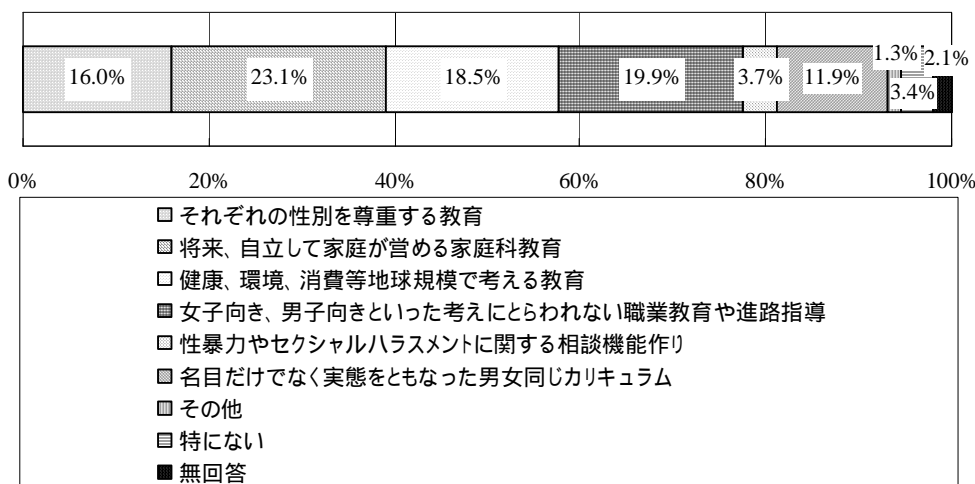
教育・学習から男女共同参画の浸透

➤ 教育・意識啓発活動からの推進

< 施策に至った背景(アンケート結果より一部抜粋) >

“学校教育における男女平等教育に取り入れて欲しいこと”という質問においては、様々な解答に分かれており、中でも「将来、自立して家庭が営める家庭科教育」が23.1%と最も多く、次いで「女子向き・男子向きといった考え方に囚われない職業や教育、進路指導」が19.9%という結果であった。事実、教育の場ではまだまだ伝えきれていないのが現状であるため、更なる教育の充実が必要である。

学校における男女平等教育について今後取り入れて欲しいこと



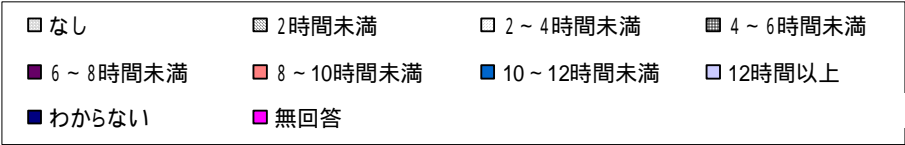
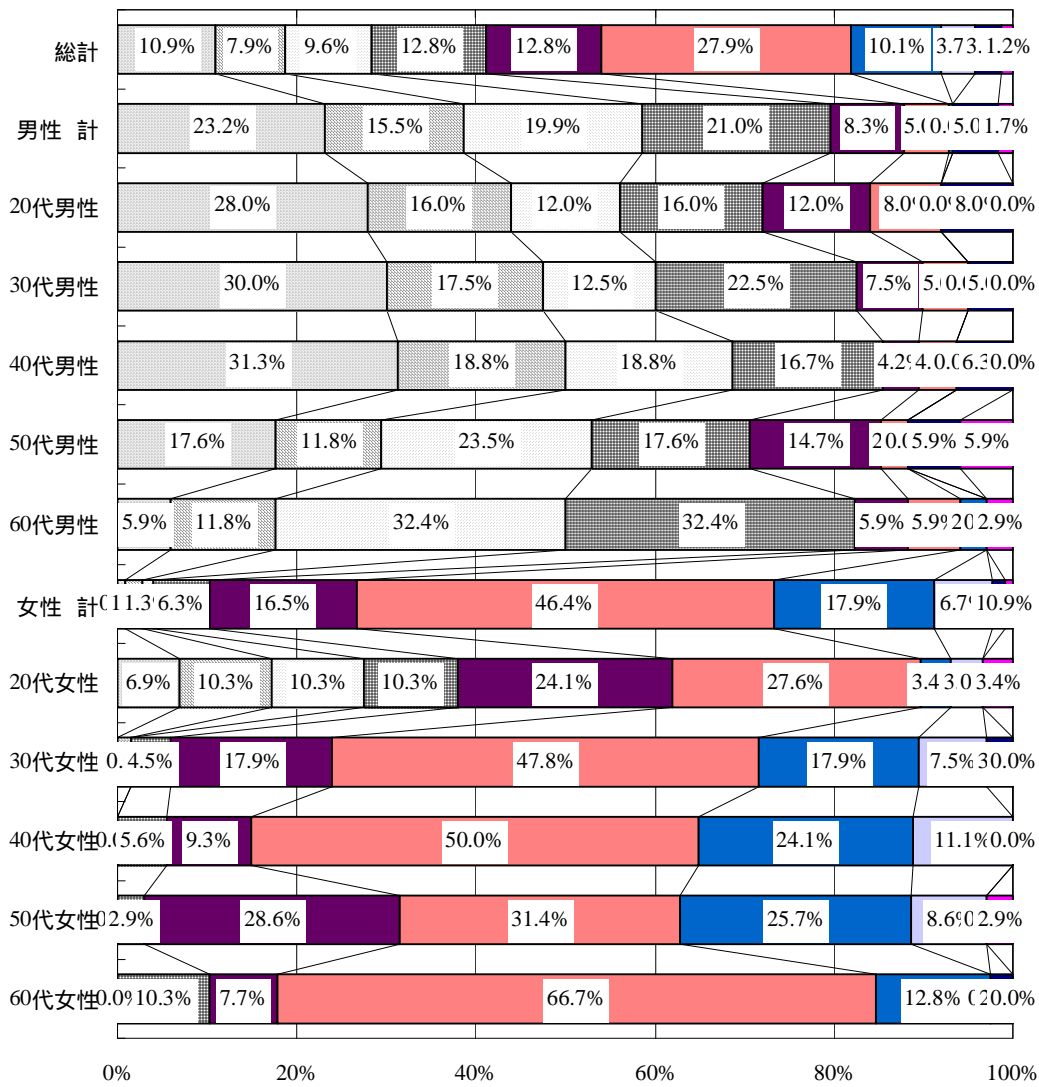
男女(夫婦)の相互理解を高め支えあう地域づくり

- 男女(夫婦)間の相互理解の支援
- 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の実施
- 高齢者の介護・片親家庭の支援(長期視点)
- 審議会などへの女性の参画・女性リーダーの育成
- ボランティア活動の推進

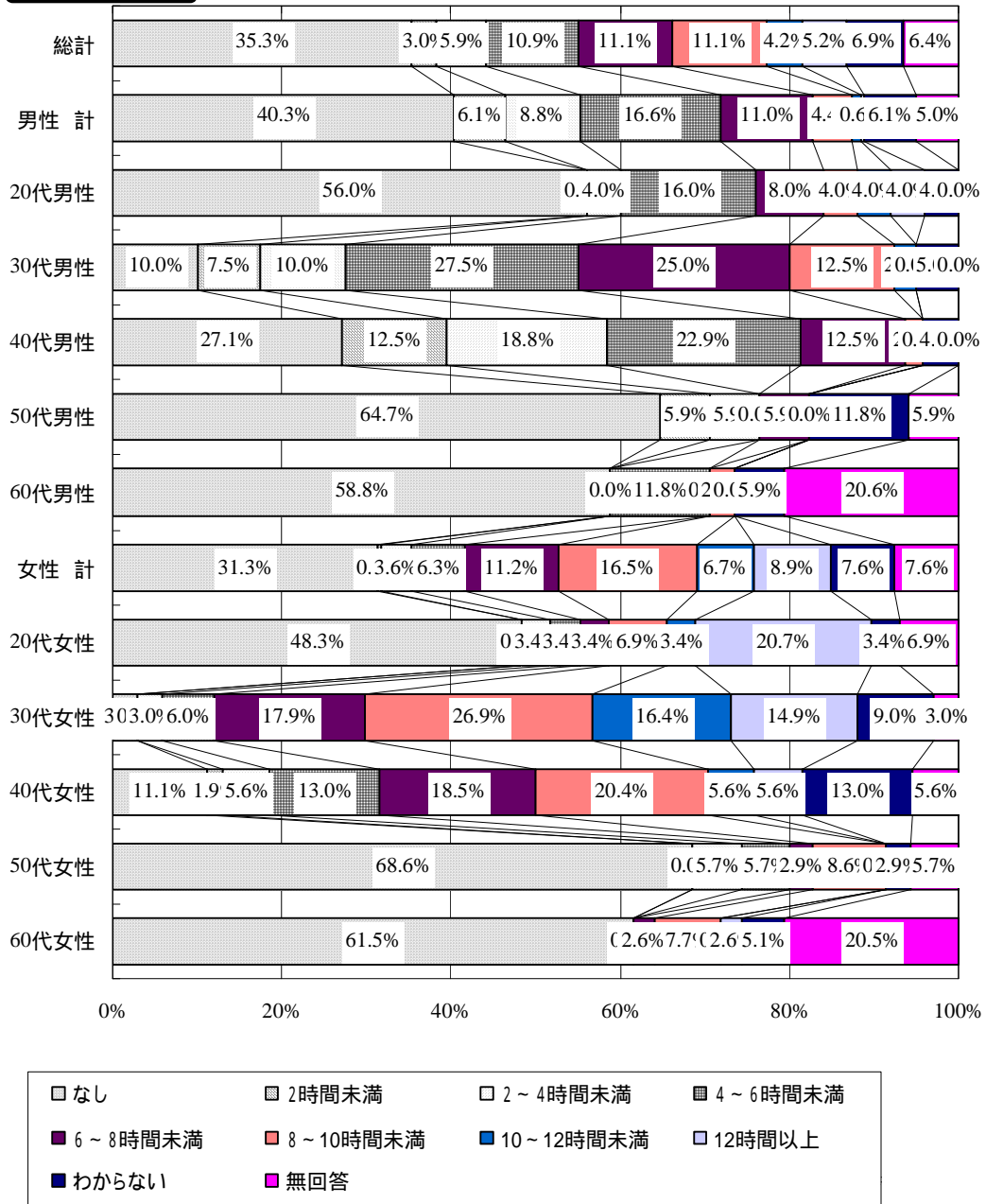
< 施策に至った背景(アンケート結果より一部抜粋) >

“家事・育児・介護に費やしている時間”という質問においては、まだまだ女性の占める割合(特に長時間)が非常に高いため、この考え方を少しずつ改善する必要がある。また、“仕事以外の家庭の外での活動”という質問においては、全体で「参加したくない」という意見が31.4%と最も多かった(特に若い世代)。そのため、仕組みの構築や意識づけが必要であると考えられる。(ボランティアにおいては、参加したいが「誰(どこ)に聞けば良いのか?」や「何をすれば良いのかわからない」という意見もあった)

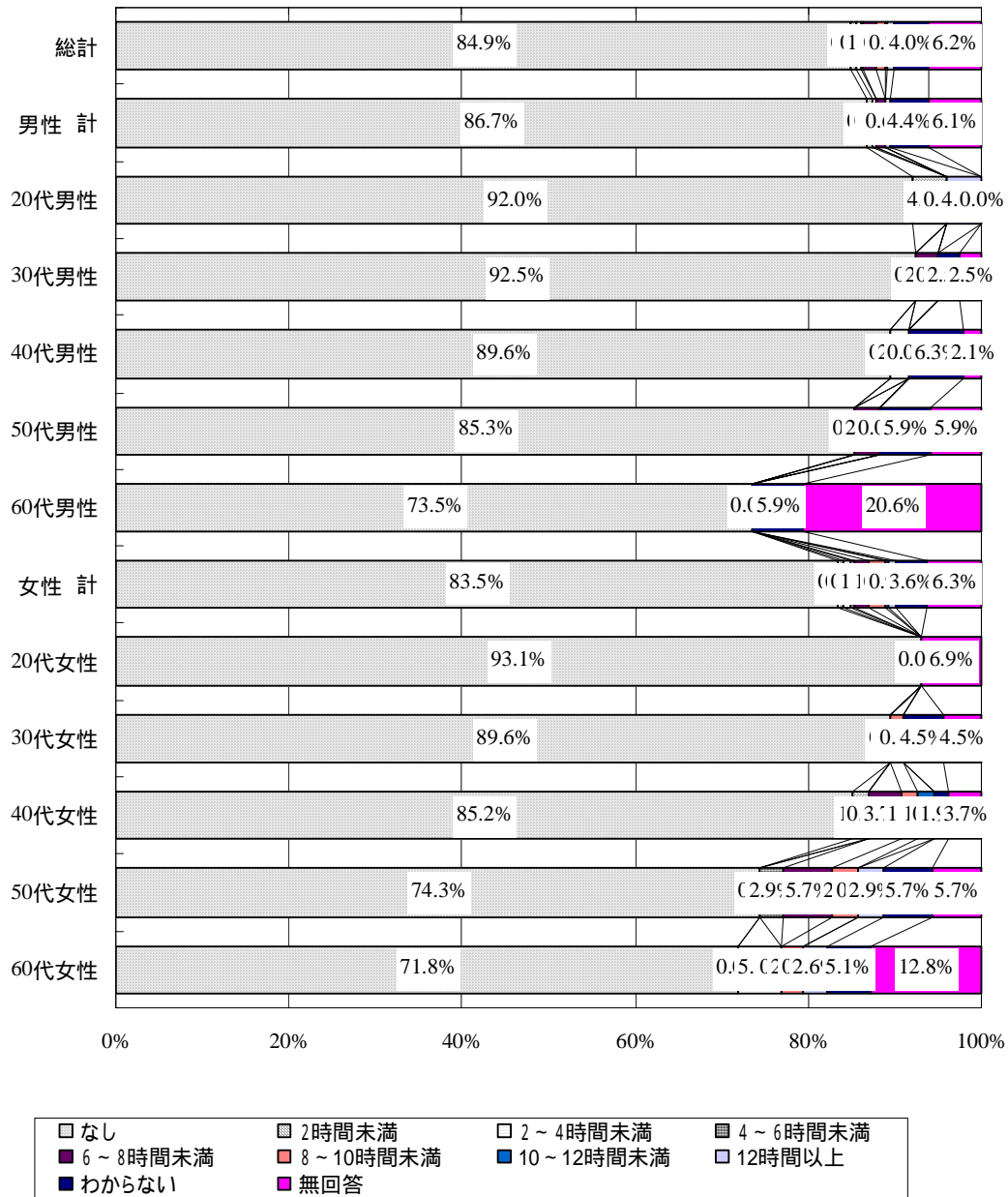
家事の時間



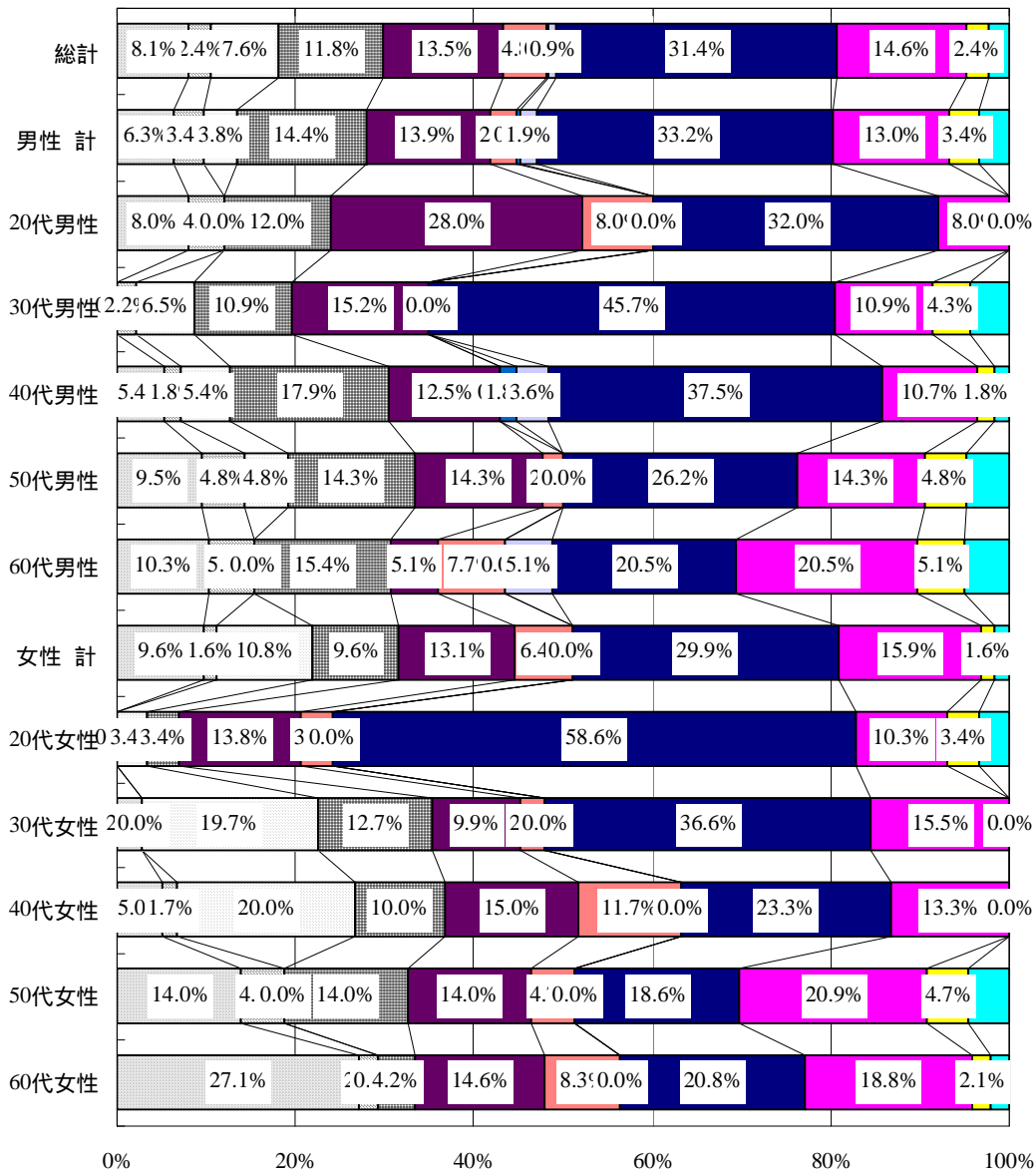
育児の時間



介護の時間



仕事以外の家庭の外での活動



- 社会奉仕などのボランティア活動
- 消費者・住民活動
- PTAの役員・委員
- 自治会、児童クラブ、老人クラブなどの地域活動
- スポーツ・サークル活動
- 文化・教養・学習活動
- 宗教活動
- 政治活動
- 参加していない (参加したくない)
- 参加したいが、参加できない
- その他
- 無回答

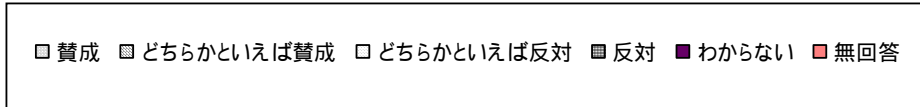
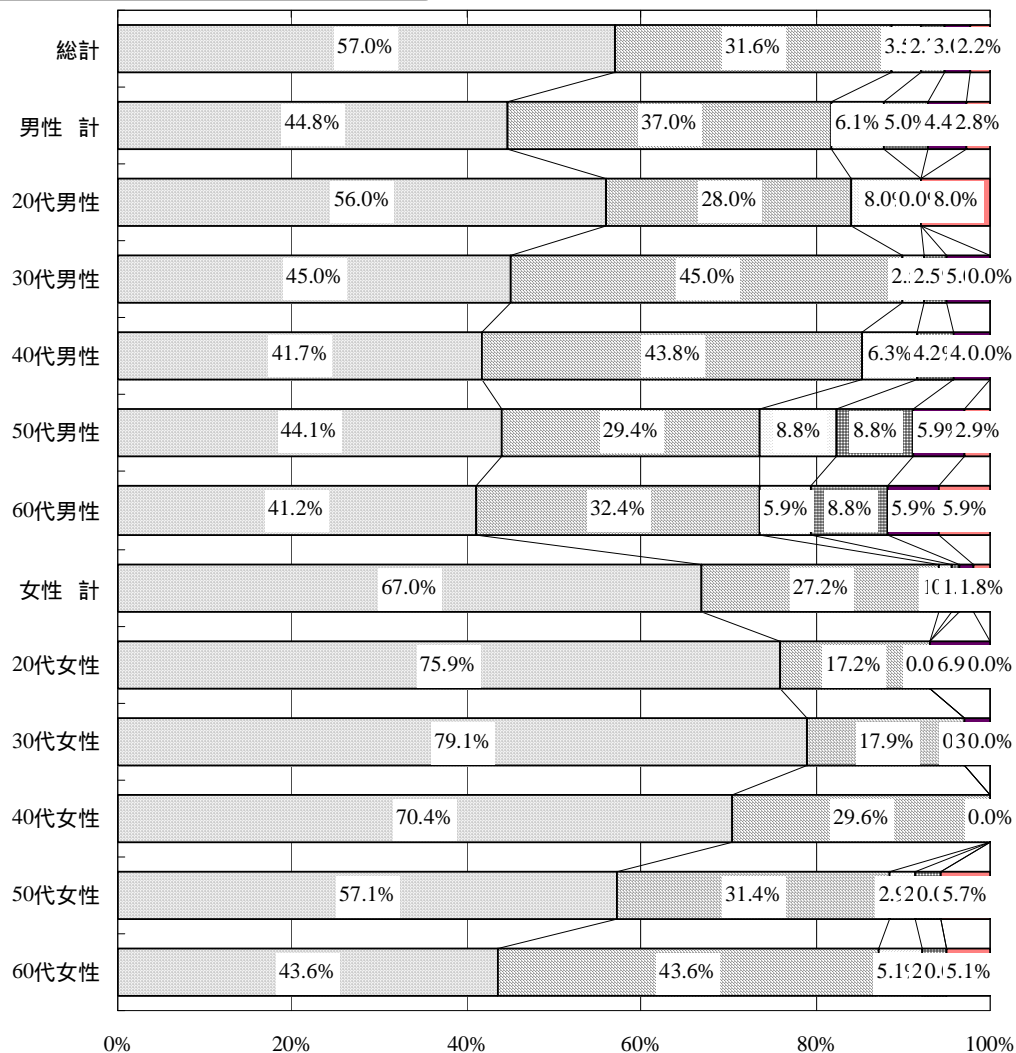
いきいきと働くことができる環境の整備(家庭・職場・地域)

- 職場における男女の平等の確保
- 家庭と仕事の両立に向けたサポートの実施

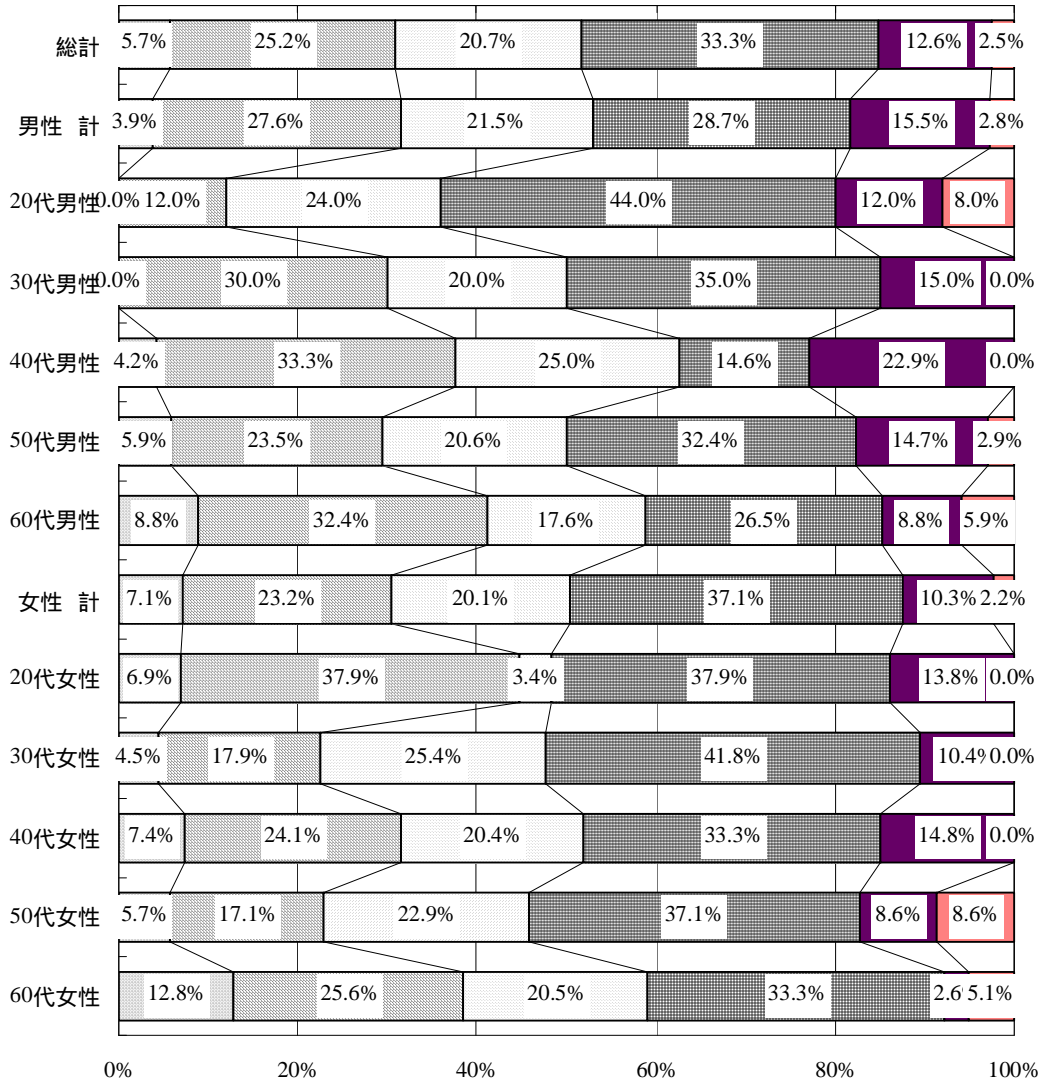
<施策に至った背景(アンケート結果より一部抜粋)>

“男性でも家事・育児を分担すべき”という質問においては、全体で『賛成』が 56.0%という意見が最も多く、特に 20 代男性では 56.0%、30 代女性では 79.1%と、若い世代で高い割合を占めた。“夫は外で働き、妻は家庭を守るべき”という質問においては、全体でも『反対』33.3%という意見が最も多く、特に 20 代男性では 44.0%と高い割合を占めた。また、“女性の働き方で望ましいもの”という質問においては、結婚または出産後の再就職を望んでいる女性が 41.6%を占めた。

男性でも家事・育児を分担すべき

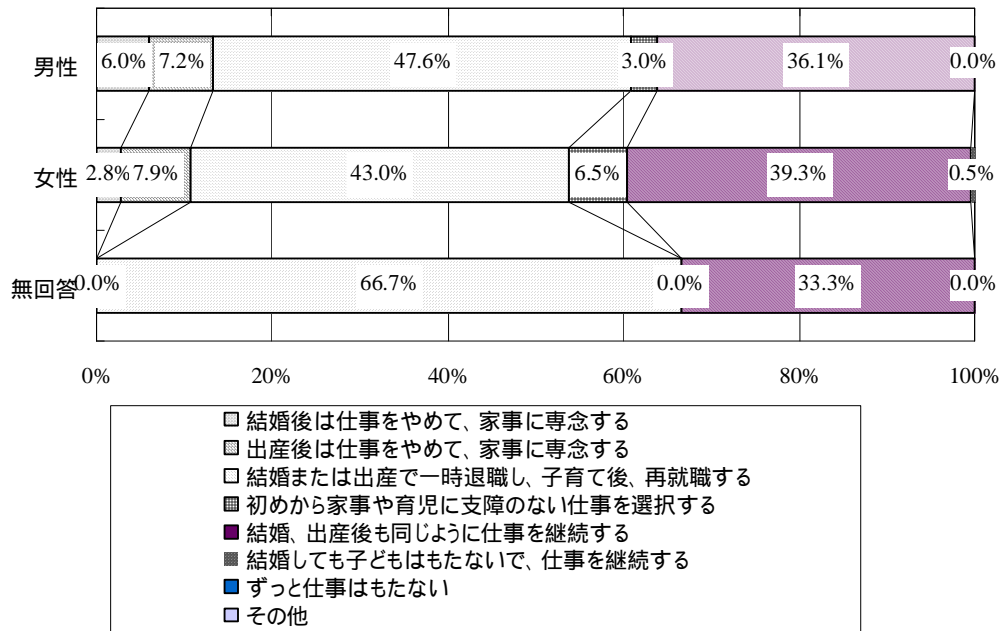


夫は外で働き、妻は家庭を守るべき



□ 賛成 ■ どちらかといえば賛成 □ どちらかといえば反対 ■ 反対 ■ わからない ■ 無回答

女性の働き方で望ましいもの



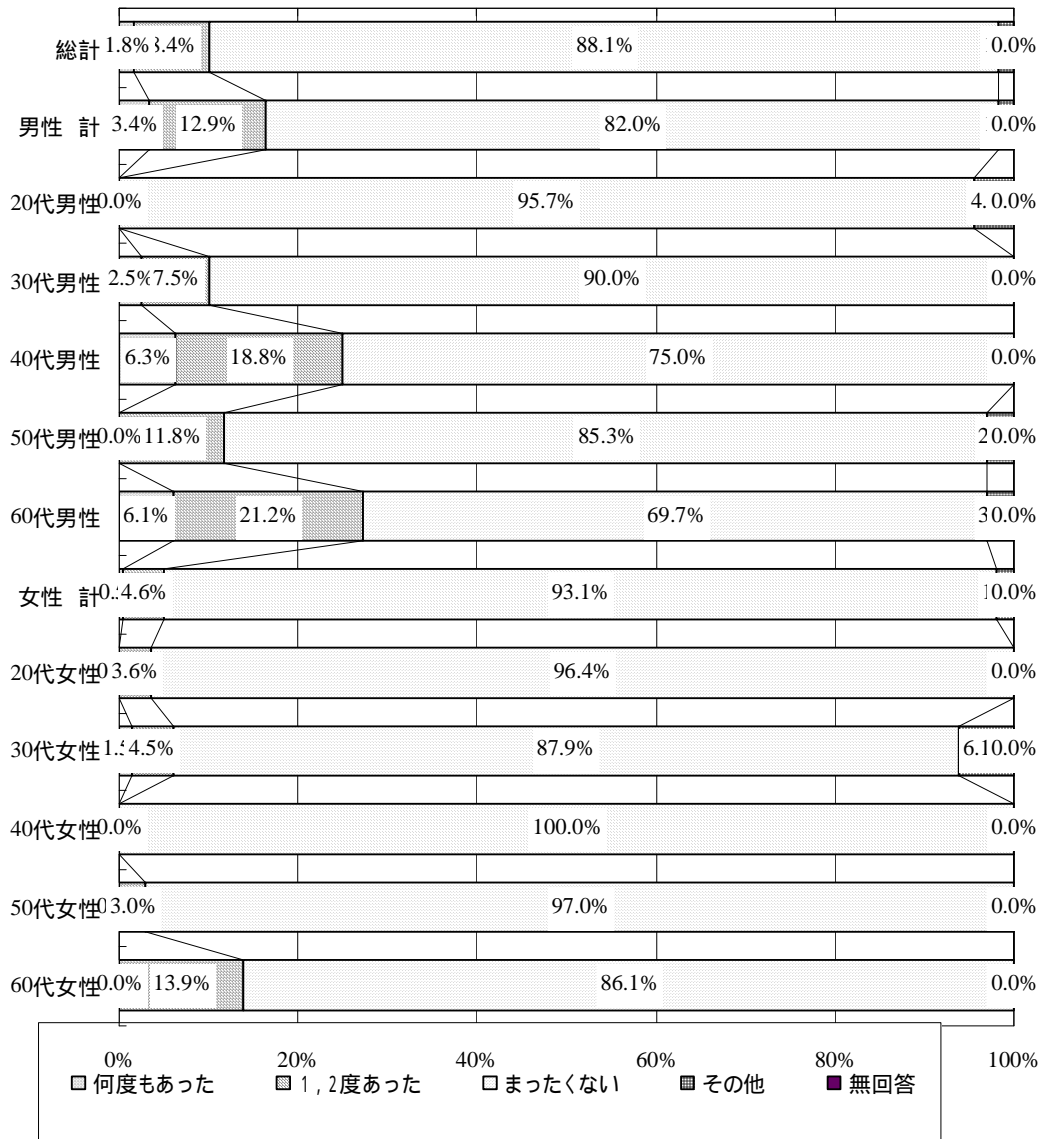
DVの撲滅とアフターフォロー

- 相談・保護体制の整備
- 被害者をサポートする体制の確立

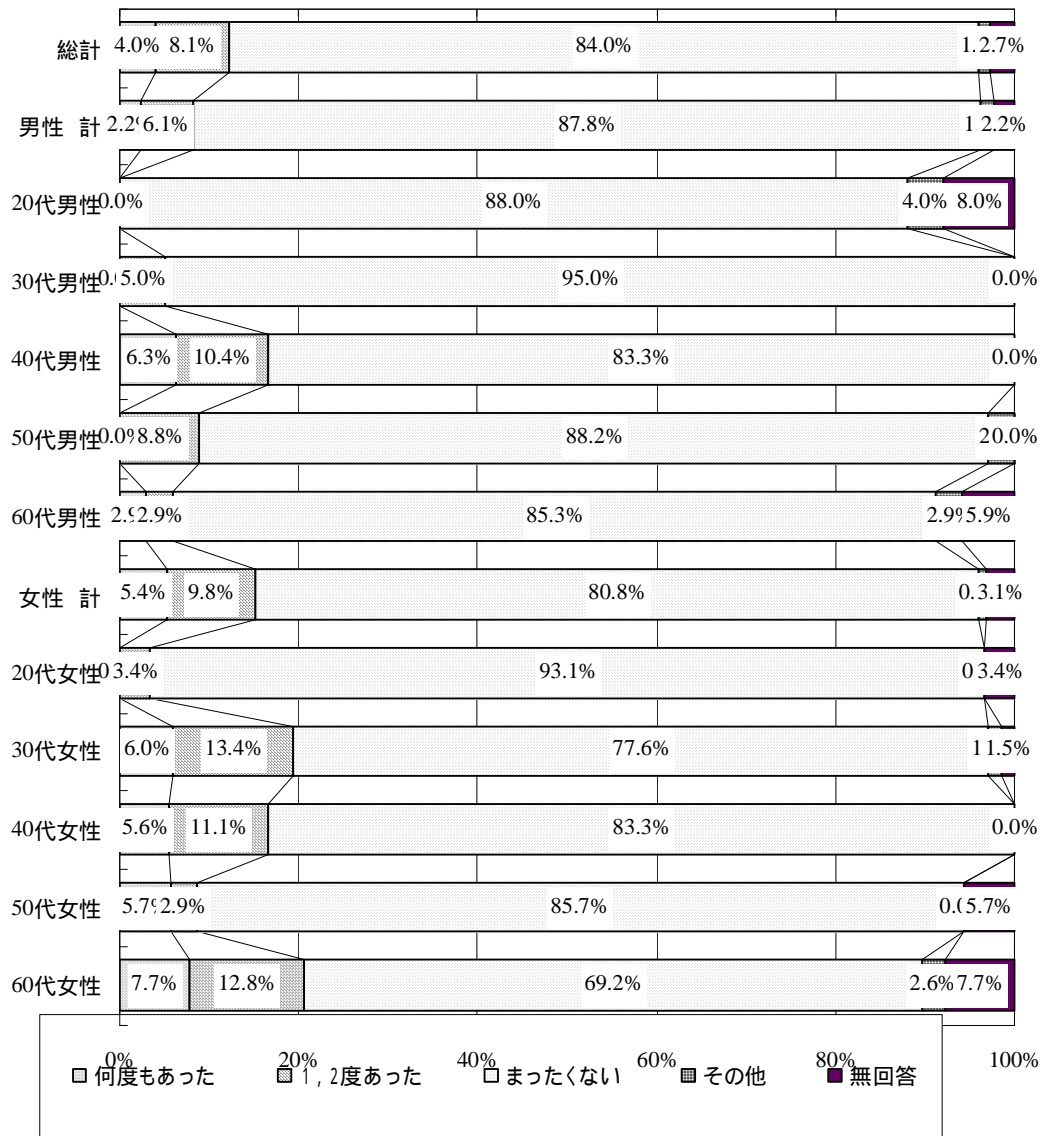
<施策に至った背景(アンケート結果より一部抜粋)>

“DVを行ったことがある”という質問においては、「1,2度あった」も含め全体で10.2%(男性総計16.3%、女性総計5.1%)であり、また、“DVを受けたことがある”という質問においては、全体で12.1%(男性総計8.3%、女性総計15.2%)という結果であった。決して、高い数字ではないが、実際に村内でも存在している。一方で、“誰(どこ)に相談するか”という質問では、「友人・知人」という意見が29.1%を占めており、相談窓口などの体制づくりが必要不可欠であると考えられる。

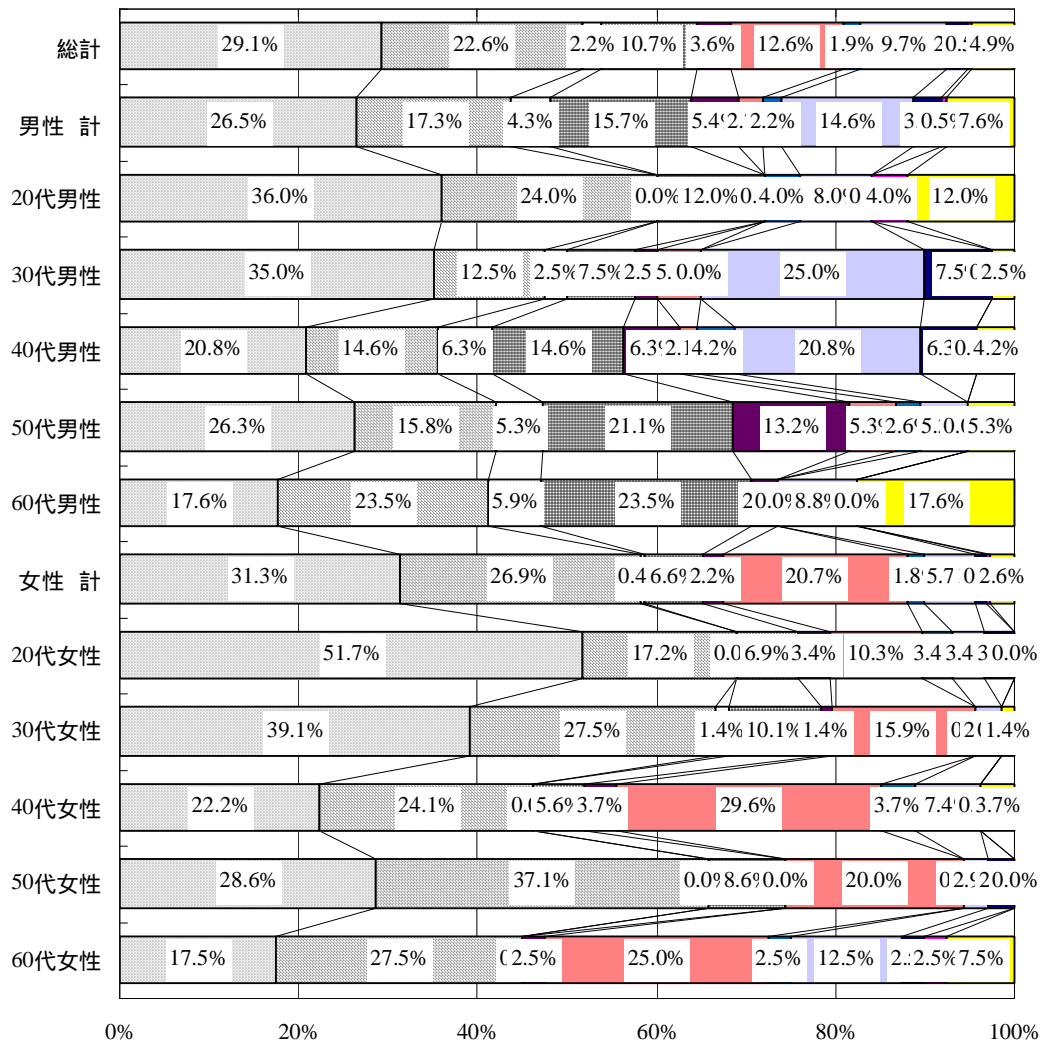
DVを行ったことがある



DVを受けたことがある



誰(どこ)に相談するか



- 友人や知人
- 民生委員や人権擁護委員
- 家族
- 警察
- 弁護士
- 女性相談センター
- 医師
- だれ(どこ)にも相談しなかった(しない)
- 相談しようと思ったがしなかった(思わない)
- その他
- 無回答

推進体制の強化・充実

- 男女共同参画の視点からの制度・慣行の見直し
- 村の推進体制の明確化
- 富山県・他自治体との連携によるネットワークづくり
- 関係団体や企業との連携
- 国際交流に向けた取り組み

<施策に至った背景(アンケート結果より一部抜粋)>

基本目標『1・2』を推進していく上で、やはり富山県・他自治体との連携は必要不可欠である。このネットワークを活かし、舟橋村における男女共同参画推進員が活動しやすい体制を整えることで、発展・施策の底上げになると考えられる。

(3)男女共同参加に向けた事業内容

男女平等意識の浸透

村内で意識調査を行い、舟橋村に合った施策展開を図ると共に、男女共同参画における認知度を、5年後(平成27年)には50%に到達させる。また、男女平等についての理解を深めるために情報発信を行う。

【男女共同参画の普及・啓発】

- 意識調査を定期的実施し、進捗度合いを図る
- 男女共同参画に関する情報誌の発刊
- 村行事においての広報活動
- HPへの掲載

男女の人権の尊重

男女の地位に関しては、様々な場面において、まだまだ男性が優遇されているのが現状である。そのため、固定的な性別役割の分担意識に囚われず、男女平等意識を育むことを目指す。

【男女の人権を尊重した啓発 / 表現の推進】

- 悩み相談の実施 / 案内

【性の尊重に関する啓発の促進】

- 男女間における根本的な考え方の見直しに向けた講演やセミナーの実施・案内

教育・学習から男女共同参画の浸透

教育や学習面からも、男女共同参画を推進し、様々な差別や偏見を排して人権感覚を高める。また、校外での職場体験や福祉・ボランティア活動を通じて、規範意識や社会性を高めるとともに、性別や役割分担意識に囚われない職業選択の平等について学ぶ。

【教育・意識啓発活動からの推進】

人権尊重教育の推進に向け、様々な場面において研修会などを実施・案内
授業及び課外活動での教育
社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業の実施

男女(夫婦)の相互理解を高めあう地域づくり

家庭の充実がなければ、職場・地域においても良い相乗効果は生まれない。男女の相互理解を高めるためにも、夫婦参加型のイベントの開催や、お互いを思いやるセミナーなどを通じて、行事への参加を促す。

【男女(夫婦)間の相互理解の支援】

夫婦(ペア)参加型イベントの実施
毎月22日を「夫婦の日」として推進
男女(夫婦)おもいやりセミナーなどの実施・案内

【多様なライフスタイルに対応した子育て支援の実施】

パパ・ママセミナーの開催・案内(妊娠・出産・育児の情報提供)

【高齢者の介護/片親家庭の支援(長期視点)】

在宅福祉サービスの推進・案内

【審議会などへの女性の参画・女性リーダーの育成】

地域活動への男女参画の促進
地域の方針決定の場への女性の参画を進める

【ボランティア活動】

ボランティア活動の支援(情報提供・窓口の紹介)

いきいきと働くことができる環境の整備(家庭・職場・地域)

企業の協力を得て色々な働きかけを行い、職場における男女の平等を確保する。また、従業員に対しても意識啓発を行い、働きやすい環境を目指す。

【職場における男女平等の確保】

企業への働きかけを行う
職域拡大のための企業内研修の推進・促進

【家庭と仕事の両立に向けたサポートの実施】

企業や従業員に対する意識啓発を行う

DVの撲滅とアフターフォロー

どこから(どこまで)が「DV」になるのかを考えると、境目は非常に難しい。しかし、実際に問題となっているのは事実であるため、しっかりとサポートできる体制を整えておく必要がある。

【相談・保護体制の整備】

気軽に相談できる窓口(女性相談員)などの体制づくり・案内

【被害者をサポートする体制の確立】

県を通じて母子生活支援施設での保護や情報提供を行う

推進体制の強化/充実

県や他自治体との交流の場を設け、情報共有や意見交換などから、推進体制の強化や充実を図る。

【男女共同参画の視点からの制度・慣行の見直し】

男女共同参画の推進体制の見直し・構築

【村の推進体制の明確化】

男女共同参画相談窓口の充実・案内
各地区への推進

【富山県・他自治体との連携によるネットワークづくり】
ネットワークを強化し、常に連携を図れる状態を維持する
県などの施設・職員の活用

【関係団体や企業との連携】
企業、NPOなど各種関係団体との情報共有・意見交換

【関係団体国際交流に向けた取り組みの推進】
国際理解を深めるための交流